

京都市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月18日

京都市長 門川大作

京都市規則第60号

京都市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「事業所得」の右に「，譲渡所得」を加える。

第1号様式及び第2号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第3号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「先物取引に係る事業所得」の右に「，譲渡所得」を加える。

第4号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総合企画局政策企画室)